

令和7（2025）年度栃木県地球温暖化防止活動推進員募集要領

1 趣 旨

地球温暖化対策の取組を促進するため、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、地域における地球温暖化防止活動のリーダーとなる地球温暖化防止活動推進員（以下「推進員」という。）のうち、学生推進員を募集します。

2 活動内容

推進員は、地方公共団体や各種団体等の要請に応じ、又は自主的に地球温暖化防止に係る次の活動を行います。

- (1) 地球温暖化の現状及び対策の重要性についての住民への啓発
- (2) 日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置についての調査及び調査に基づく指導・助言
- (3) 地球温暖化防止活動を行う住民への情報の提供・協力
- (4) 国や地方公共団体が行う地球温暖化対策に係る施策への協力

3 応募資格

以下の事項を全て満たす者を学生推進員に委嘱する

- (1) 栃木県内在住者
- (2) 年齢が満 18 歳以上（令和 7（2025）年 4 月 1 日現在）の者
- (3) 地球温暖化対策のための活動に熱意を有し、県内の大学又は高等専門学校（第 4 学年及び第 5 学年に限る。以下同じ。）に在籍する学生

4 委嘱期間

学生推進員の委嘱期間は、大学又は高等専門学校に在籍する期間

5 応募方法

(1) 応募用紙の提出

事前研修会を受講後、必要事項を記入した応募用紙を郵送又は Email のいずれかの方法により栃木県地球温暖化防止活動推進センター宛て提出してください。

【提出先】 栃木県地球温暖化防止活動推進センター

〒329-1198 宇都宮市下岡本町 2145-13

TEL：028-673-9101 Email：stochi@tochieco.jp

(2) 募集期間 通年

6 県等が行う推進員の活動支援

県及び栃木県地球温暖化防止活動推進センターが推進員に対して行う主な支援は、以下のとおりです。

- (1) 推進員のボランティア保険加入経費の負担
- (2) 地球温暖化対策に係る情報の提供
- (3) 推進員を対象とする研修会の開催

7 その他

(1) 報酬

ボランティアとして活動していただきますので、報酬はお支払いしません。

(2) 委嘱簿の公表

推進員の氏名、居住市町名、得意分野、その他の必要事項について委嘱簿を作成し、県ホームページ等で一般に公表しますので、あらかじめ御了承ください。